

## 免震材料に関する第三者委員会（第6回）議事要旨

日時：平成27年7月17日（金）13:00～15:00

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

### （1）原因究明・再発防止策について

- （委員）設計者と施工者が分かれているときは、設計者が動かないと施工者は動けないため、改修を進めるためには設計者へのアプローチが必要。アドバイザーをつけて、設計者にコンタクトをとるなど、設計者を動かす仕組みを考えてあげる必要がある。
- （事務局）顧客との間では施工者が直接責任を負うこととなるので、設計者には施工者から依頼することとなる。施工者を中心に動いてもらうこととなるが、その体制ができているかは、国交省でも、東洋ゴム工業から報告を求め、フォローしている。
- （委員）瑕疵担保が切れるなど、ゼネコンに責任がないものは動かない。動かすためにはお金が必要。
- （委員）交換改修について、設計も含め交換の段取りからきちんと行うように、少し丁寧に書いた方がよい。
- （委員）施工者は設計者に、法的な書類の作成やチェックの役割と施工の適切さを第三者的に確認する役割を期待しており、それぞれの役割を書いた方がよい。
- （委員）設計者・施工者の役割はケースバイケースでもあるので、交換改修に当たって、設計者の役割、施工者の役割を正しく認識した上で進めるようにと書くのはどうか。
- （委員）免震装置の技術者ではなくタイヤ部門の技術者が対応しているため、所有者や施工者より言葉が通じないとの意見がある。社外でもよいが、免震材料のことがわかる人を入れる必要がある。
- （委員）指定性能評価機関が品質管理体制を実地に検査するとしている一方、新規開発の場合は体制が整っていないので別途補完的に国がチェックするとし、認定段階では体制を見なくてもよいような書き方になっていることが気になる。
- （事務局）指定性能評価機関の法律上の業務は認定段階の性能評価までであるので、製品出荷段階における確認は国等による補完的な調査で行うとして書き分けている。
- （委員）認定後に製造が稼働したところで体制を報告させるという条件付きの認定はできないのか。
- （事務局）6月から施行された法改正で国は報告を求めることができるようになったので、認定後の体制は、別途手続きとして報告を求めることとなる。
- （委員）免震材料について全数出荷時検査を行うことが大前提となっているとは読めない。品質管理の方法は、製造プロセスで管理するか出口で管理するかが、今回の不正

を踏まえ、どこで担保すれば良いかが重要となる。大臣認定を取得する度に工場の実地検査を行うのは非常に過負担なことを求めることになりかねない。出荷時全数検査が実質的に行われていることを書いておいて、それを前提に実地検査を柔軟に運用できるような書き方にしておいた方がよい。

(委員) 出荷時検査のデータが改ざんされていたこと、免震材料については通常全数検査を行っていることがわかる記述とすること。

(委員) 海外で生産しているものは、実地検査ができないなので、認定できなくなるのでは。

(事務局) 海外でも実地検査を行う。

(委員) 認定を何回も取り直すケースがあるが、そのたび毎に実地検査を行うのか。

(事務局) 軽微な変更に近いような認定の取り直しなど、従前に認定した内容で大丈夫ならば、実地検査を省略することは考えられるので、柔軟に対応できるような表現にしたい。

(委員) 認定段階にチェックする人と製品出荷段階でチェックする人はいずれも性能評価機関だが、立場を分けた方がよいのでは。

(事務局) 性能評価機関は能力的にも最も確認能力があるということと、認定を受ける者と離れた立場であり、第三者性があることから問題はない。

(委員) 認定段階で認定した物が製品出荷段階で出荷されていることの審査であれば、認定段階の者が行っても利益相反にはならない。

(委員) 過去の不正について、いつまでが責任範囲になるのか。ずっと背負い続けるのか。

(事務局) 3～5年程度かという感覚はあるが、事案の重大性によって変わる。

(委員) 申請者が変な抜け道を探すようなことは本意ではない。どうとらえられるかも含め、書き方を考えたほうがよい。

(委員) 時効などはないので、政策論でみんなが納得できる程度で決めるしかない。

(委員) 不正を行った企業に対する重点チェックを行うとして正面から出す方法と、少しオブラートに包んで、過去の経歴も含めて重点チェックを行うとして出す方法がある。

(事務局) 免震材料について記載している部分であり、国会の審議経緯等も踏まえると、はっきりと書いた方がよいと考えている。

(委員) 今回の報告書としてはこれでよい。今後、大臣認定制度そのものに関して行う時は、ある企業の不正がその関連会社に及ぶか否かを明確にしておいたほうがよい。

(委員) 海外には被害者支援の仕組みがあるが、今回は法律相談ができるような窓口はあるのか。

(事務局) 紛争処理支援センターで相談を受け付ける仕組みを作っている。

(委員) 相談窓口についても、第三者委員会として国に要求する事項としてきちんと対応するように、と記載しておきたい。

(委員) 過去に不正を行った企業に対するチェックとして、第三者機関でのデータを出さないと収まらないのではないかと。自社試験でよい、というように読める。それくらい徹底した方がよいのではないかと。

(事務局) メリハリをつけるという意味で、第三者機関による審査を要求するか項目によって検討したい。

(委員) 抜き取り調査等を第三者機関が行わないと、信頼性がないのではないか。不正を行った企業が大臣認定を取得するためにはそれくらい求めてもよいのでは。

(委員) 国内の第三者機関に試験装置がないので、そこまで要求すると排除することになってしまう。ご検討いただきたい。

(委員) 性能評価機関が申請者のところで行う性能試験に立ち会う体制が整うなら、第三者機関での試験まで求めなくてよいと考える。

## (2) 免震材料の不正事案に係る建築物における免震材料の交換改修工事前の仮使用認定の取扱い等について【報告】

(委員) 現実的には、いろんな問題も考えられるので、適切に対応するようお願いしたい。

## (3) 免震材料の交換改修工事中の建築物の安全性のガイドラインについて【報告】

(委員) ただし書きの部分は、建築基準法の解釈か。

(事務局) 改修工事中は建築基準法の対象外。基準を下回る場合もありうる。

(委員) 工事中であっても住んでいれば、居住者への説明責任があると考ええる。ただし書きの①は、どのくらいの短期間であるか説明した方がいい。日建連の考えているのは、交換時に何も無い状態を数分程度の短期間で行うという方法を検討しており、そういう方法で行うように指導してほしい。

(委員) 限りなく短い期間というのは不明確。説明で十分伝わるようお願いしたい。

(委員) このガイドラインは、今回の不正事案に限定したものなのか。例えば、50年後の免震装置の交換にも使えるものなのか。

(事務局) 現時点の考え方で、東洋ゴム工業以外の場合でも適用になる。将来的に、技術が進展すれば、更新していく可能性はある。

(委員) 報告案件ではあるが、ガイドラインが出ることは了解した。

以上